

【新プール・体育館棟改築にあたっての確認事項】

- 1 老朽化した体育館とプールについては、重層化（体育館の上にプールを設置）した改築を行い、併設して特別教室棟を建てる。
- 2 普通教室は、現在 17 教室である。統合に伴い、普通教室を 18 教室以上確保するため、本校舎棟の特別教室(図書室、コンピュータ室、家庭科室)の一部を新プール・体育館棟に移設する。
- 3 緊急車両通行のため、校庭まで幅員 4 m 程度の進入路の確保が必要である。
- 4 新プール・体育館棟の 2 階建て部分の位置は、日影規制のため、計画案（第 1 回統合協議会で配布した資料 6）の位置から西側道路寄りにはすることは困難である。
→新プール・体育館棟（2 階建て）の高さは、最高 15.5m 程度
- 5 平屋建て部分については、西側あるいは道路側の空いている所に多少の移動・増築の余地がある。
- 6 校庭のケヤキは、できるだけ伐採しない。（学校要望）
→計画案（第 1 回統合協議会で配布した資料 6）の場合は、体育館に近い方の 1～2 本を伐採せざるをえない。
- 7 学習園を残してほしい。（学校要望）
→上記 3 の理由により一部影響する。水田については、平屋建て部分の屋上に設置することは可能であるが、目隠し設置は日影規制の関係で困難である。

用途地域	第一種低層住居専用地域		
防火地域	準防火地域		
高度地区	第一種高度地区		
日影規制	(一) 3-2		
その他の規制	敷地面積の最低限度 70 m ²		
法定建ぺい率	50%		
法定容積率	100%		
	現在	計画	全体
敷地面積	11,055.97 m ²	11,055.97 m ²	11,055.97 m ²
建築面積	2,497.11 m ²	1,150 m ²	3,647.11 m ²
延床面積	4,925.97 m ²	1,250 m ²	6,175.97 m ²
建ぺい率	22.58%	10.40%	32.98%
容積率	44.55%	11.30%	55.85%